

(第27号議案)

中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童</u>に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該<u>児童</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第15条～第23条 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>第10章 福祉型児童発達支援センター</p> <p>第76条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第77条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。)は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を行う場合、当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において医療的ケアのうち<small>かくたん</small>喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する<small>かくたん</small>喀痰吸引等を</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 児童福祉施設の長は、入所中の<u>児童等</u>(<u>法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。</u>)に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該<u>児童等</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第15条～第23条 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>第10章 福祉型児童発達支援センター</p> <p>第76条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第77条 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。)は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を行う場合、当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において医療的ケアのうち<small>かくたん</small>喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する<small>かくたん</small>喀痰吸引等を</p>

いう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合及び当該福祉型児童発達支援センター(同法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)~(8) (略)

2~7 (略)

第78条・第79条 (略)

第11章~第15章 (略)

附則 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

いう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合及び当該福祉型児童発達支援センター(同法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合にあっては看護職員を置かないことができる。

(1)~(8) (略)

2~7 (略)

第78条・第79条 (略)

第11章~第15章 (略)

附則 (略)